

令和6年能登半島地震における被災地支援本部設置要綱

(趣旨)

第1条 令和6年能登半島地震により甚大な被害を受けた被災地に必要な支援を行うため、「令和6年能登半島地震における被災地支援本部」(以下「本部」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 被災地に対する支援策の検討・実施に関すること。
- (2) 被災地への支援に関する関係機関との連絡調整に関すること。
- (3) その他被災地への支援に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 本部の構成員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、知事をもって充てる。

2 副本部長は、副知事をもって充てる。

3 本部長は、本部を代表し、部務を総理する。副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議の招集)

第5条 本部の会議は、本部長が招集し、これを主宰する。

2 本部長は、必要に応じ、本部の構成員以外の関係者に対し、会議への出席を求めることができる。

3 本部の構成員が不在の場合は、当該職を直接補佐する職員が出席するものとする。

(庶務)

第6条 本部の庶務は、総務部危機対策局危機対策課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年1月5日から施行する。